

令和 7 年 11 月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和 7 年 11 月 25 日（火）

午後 2 時 31 分～午後 3 時 16 分

場所：本庁舎 5 階 5-1 会議室・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤沢市農業委員会総会会議録

藤沢市農業委員会総会を令和7年11月25日（火）本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1番	落合喜治	14番	加藤登
2番	小林正幸	15番	伊澤忠治
3番	永野良徳	16番	井出茂康
4番	田代恵美子	17番	漆原豊彦
5番	西山弘行	19番	宮治政彦
6番	関根栄一	20番	安藤康彦
7番	齋藤義治	21番	佐藤智哉
8番	井上哲夫	22番	澤野孝行
9番	上田洋子	24番	神崎享子
10番	吉川誠	25番	砂川耕介
11番	飯田芳一		
12番	三上健一		
13番	吉原豊		

欠席委員は、次のとおり

18番	北村利夫	23番	平川勝昌
-----	------	-----	------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山本	主幹	坂間	主査	森
事務職員	守田				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 48号 非農地証明願について
- 日程第 5 議案第 49号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 6 議案第 50号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 日程第 7 議案第 51号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第 8 議案第 52号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 9 報告第 20号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後 2 時 31 分

事務局（山本事務局長） それでは皆様、お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

初めに、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数 25 名、現在の出席者数は 22 名、平川委員と安藤委員がまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになりましたら、出席者数を変更させていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。

また、先日行われました関内ホールでの「神奈川県農業委員会活動推進大会」に出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。

そのときに決議をされました 2 つの「決議案」と、そして一つの「要望」ということで、先日、神奈川県の副知事並びに県議会の正副議長に渡してまいりました。

そのときの懇談の中でも、日本の農業全体のこといろいろ話されましたが、やはり何といっても「農地の集積」ということと、あとは「担い手」ということで話が盛り上りました。どこでも担い手が少なくなっているということですが、この原因と申しますか、いろいろ複雑なものはあろうかと思いますけれども、何といっても、農業収入の不安定さと、そして収入の低さということが、若い人になかなか理解をされていないというのが現実でございますので、これを解決することは、現在のところ先の見通しが何もできていないということです。

この農業に対して、テレビ等ではいろいろな話が出ておりますが、実際、現場で経営をすることは、かなり厳しいことが見込まれております。

また、農業と言いますと、今一番話題になっているのが米の価格で、それこそ 1 週間置きぐらいにスーパーでの価格がマスコミによって発表されております。今年は、大分高値できましたが、このところ、また下がっているようです

が、12月まで「新米」という表示がされますけれども、12月を過ぎると新米表示がなくなるそうです。そうすると、来年（令和8年度）の米の価格は、果たしてどうなるのかということが、今大変危惧されているそうでございます。

米が、今年は普段よりも65万トンぐらい増えたということが言われていますので、業者の倉庫にかなり山積みにされているというのが現在の状況のようでございます。これを、どのように販売をするのか、これから大きな課題でございまして、多分来年あたりは、かなり値が下がるのではないかと、今予測をされております。

これからの農業というものをいろいろ考えてみると、先のことは分かりませんが、現実的には、日本の人口が毎年減少していることは、これは確かな事実でございます。毎年、藤沢市と茅ヶ崎市分の人口（約60万人）が減っていることは現実でございます。

そして、減っている割には、今度は外国から来ている外国人が非常に増えているということでございます。在留外国人が、現在395万人ほどいらっしゃるそうですが、恐らく来年度には400万人に行くのではないかということも予測されております。

自民党では、「移民」という言葉は決して使わないのですが、移民に近い状態がかなり進んでいるということは事実でございます。こうした中で、これから先、外国人が非常に多くなってくると思いますが、そのときに、今回の議案の中にも、外国人が、いわゆる農地転用後の土地を買ったり、借りたりするというケースも、藤沢市内でもかなり多くなっております。規制する法律がないわけですから、日本へ来た外国人が農地を買うことは合法でございます。今のところは合法でございますので、どんどんと増えていくのではないかと思つております。

ちょっと余談になりますが、これから日本は、オリンピックや、あるいはスポーツ関係で、非常に強くなるのではないかと予測をしております。というのは、外国人が来ますと、ハーフの方が非常に増える。そうすると、今まで陸上競技では、日本人はとてもかなわなかったところが、ハーフということにな

りますと、外国人の血を引いていますから、陸上競技でもサッカーでも、あるいは野球でも非常に強くなるというようなことが予想をされます。

多分どこの国でもそういう現象が出ているのですが、自民党では、移民政策は一切とらないということを言っていますので、いろいろな形で、農業にも外国人が実習生として来るような形になっておりますので、これから新しい農業がどういうふうになっていくのかということは、かなり気になるところでございます。

また、農業が儲かる産業になってくれば、多分企業も参入すると思いますが、現在のところ、なかなか利益が出ないということで、企業の参入は少ないようですが、これも将来的には、多分参入してくると思います。

そうしたことを踏まえながら、いろいろなことを検討していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

それでは、11月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

（安藤委員 入室）

事務局（守田事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、9番、上田洋子委員と、10番、吉川 誠委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号3については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号3について、事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

番号3。地区、藤鶴・村岡・明治。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに39a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、川名の3筆。地目、いずれも田現況畑。地積、3筆合計1,367m²。こちらは、市街化区域の農地になっております。権利の種類につきましては、売買による所有権移転になります。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号3について意見を求める。

6番、関根委員。

6番（関根栄一委員） 資料は、5ページをお開きください。

本申請地につきましては、県道藤沢・鎌倉線ある「川名」交差点より南西に約400mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、本市のほか横浜市にも農地を所有し、植木や露地野菜などの生産により農業経営を行っています。

管理状況は良好であることを、本市分は現地調査で、横浜市分は管轄の農業

委員会事務局に確認済みです。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地につきましては、植木やダイコンなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第45号、番号3について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多數

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第45号、番号3について、許可することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退室委員 入室）

続きまして、番号1、番号2について、事務局からの説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） 続きまして、番号1。地区、御所見・遠藤。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、46a。耕作面積、432a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、獺郷の4筆。地目、3筆が畠、1筆が宅地現況畠。地積、4筆合計5,148.97m²。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに94a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の1筆。地目、畠。地積、1,570m²。権利の種類、売買による所

有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 資料は、1ページをお開きください。

申請地は、市道遠藤・宮原線にある「獺郷西」交差点から北東に約300mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、露地野菜などの生産により農業経営を行っています。本市のほか大和市にも農地を所有し、植木などの生産により農業経営を行っております。

管理状況は良好であることを、本市分は現地調査で、大和市分は管轄の農業委員会事務局に確認済みです。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地については、スイートコーンやブロッコリーなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について、意見を求めます。

15番、伊澤委員。

15番（伊澤忠治委員） 資料は、3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤松原」交差

点から北西に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、藤沢市と茅ヶ崎市で、アボガドやシイタケ等の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地については、ペカンナッツを生産する計画です。

譲受人には、隣地の住宅に十分配慮することなどについて指導しました。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員）ないようでございますので、採決をいたします。

議案第45号、番号1及び番号2について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多數

議長（齋藤義治委員）それでは、議案第45号、番号1及び番号2について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、本議案について、事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） 「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積359a。耕作者、同左人。当該農地、打戻の2筆。地目、いずれも田現況畑。地積、2筆合計382m²。内容、一時転用。転用目的、仮設駐車場。一時転用期間、許可日から2026年8月31日まで。農用地区域内農地になります。以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本議案について意見を求めます。

3番、永野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は、7ページをお開き願いたいと思います。

申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「榎戸」交差点から南東に約100mの土地になります。

本件は、本申請地近隣の申請者世帯耕作地にて、イチゴ狩り及びトウモロコシ狩り事業を計画しており、来客用駐車場が必要であるため、一時転用するものです。

農地の区分は、農振農用地で、本来、農地転用はできませんが、駐車場としての一時転用申請で、事業計画地の隣接地であり、他の土地での代替可能性がないため、農地に戻すことを前提に、例外的に許可できる案件となります。なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことについては、市農業水産課に確認済みです。

申請地は、南側が道路、西側が水路、その他は畑になっております。

敷地内は転圧し、雨水は、自然浸透処理といたします。

期間は、許可日から令和8年8月31日までになります。

地区協におきましては、申請者の世帯員と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導をいたしました。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第46号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第46号について、許可することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（退席委員 入室）

次に移ります。

日程第3、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、遠藤の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1, 471m²。内容、権利の種類、賃借権設定。転用目的、車両置場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、宮原の1筆。地目、畑。地積、1, 620m²。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、車両置場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、伊澤委員。

15番（伊澤忠治委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、遠藤市民センターより南西に約350mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には遠藤市民センターと青木歯科医院があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、主に寒川町で中古車両の販売業を営んでおり、愛川町に車両置場を使用貸借していますが、一時的な保管場所であること、また、事業規模の拡大を図ることから、規模の見合う適地を探しており、規模的にも都合がよい申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は東と北側は道路、西側は宅地、南側は畠になっております。

出入口は北側で、出入口以外の部分については、東側は既存の擁壁があり、西側と南側は地上高30cmの鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は転圧の上、砂利敷きにして、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川誠委員） 資料は11ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、御所見市民センターより南西に約300mの

土地になります。

農地の区分は、御所見市民センターより 300m 以内であるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、主に茅ヶ崎市で自動車及び自動車部品の販売並びに輸出入業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している車両置場では手狭になることから、規模に見合う適地を探しており、規模的にも都合がよく、また所有地の南側の隣地である申請地が適地であると判断したとのことでございます。

申請地は東と北側は道路、西側は事務所、南側は車両置場となっております。

北側の所有地の開口部を利用して公道への出入りを行い、北側の出入口以外の部分については、地上高 20cm のコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は転圧の上、砂利敷きにして、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮すること、また、北側道路を通過する際は、安全に留意することなどについて指導してまいりました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 47 号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 47 号について、許可することに決定いたします。

次に移ります。

日程第 4、議案第 48 号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主查。

事務局（森 主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明させていただきま
す。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、葛原の1筆。地目、畠。地積、987m²。内容、平成8年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第2種農地。現地確認日、令和7年11月13日。

続きまして、番号2。藤鶴・村岡・明治地区。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、大庭の1筆。地目、畑。地積、611m²。内容、昭和37年頃からゴルフ場として利用し、現在に至る。確認資料、昭和58年航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和7年11月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

9番、上田委員。

9番（上田洋子委員） 資料は13ページをお開きください。

本件の申請地は、県道横浜・伊勢原線にある「葛原神社入口」交差点より北西に約550mの土地になります。

申請者は、葛原の土地を平成8年頃から、住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断できます。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和7年11月13日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

5番、西山委員。

5番（西山弘行委員）　資料は14ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線にある「城南」の交差点から北西に約450mの土地になります。

申請者は、大庭の土地を昭和37年頃から、ゴルフ場の敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、ゴルフ場の敷地に囲まれており、一団の農地の面積が30アールを満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和7年11月17日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第48号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第48号について、承認することに決定いたします

次に移ります。

日程第5、議案第49号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森　主査。

事務局（森 主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、獺郷の13筆及び宮原の1筆。地目、13筆が畠、1筆が田んぼ。地積、14筆合計1万5, 114m²。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、13筆が畠、1筆が田。相続開始年月日、平成17年9月10日。免除予定日、令和8年7月11日。現地確認日、令和7年11月13日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求める。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 本件につきましては、令和7年11月13日に、相続人と事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況は、ブロッコリーやキャベツの栽培中及び野菜の栽培準備中であり、全て適正に管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第49号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第49号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について御説明いたします。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和6年11月30日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、渡内一丁目、15筆。地目、9筆が畠、6筆が宅地現況畠。地積、2,954.48m²。

本申請について、申出人に、買取り申出事由の生じた者の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑の栽培管理を行っていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておりませんでした。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求める。

— — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第50号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第50号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第51号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計

画案について」を上程いたします。

なお、本議案、番号1及び番号2については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号1及び番号2について、事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案」について、御説明いたします。

番号1、番号2は、打戻で114aを耕作する方の、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第51号、番号1及び番号2について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第51号、番号1及び番号2について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(退席委員 入室)

それでは、本議案、番号3から番号9について、事務局の説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、本議案、番号3より御説明いたします。

2つ飛びまして、番号3、番号4は、瀬郷で32aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号5は、遠藤を中心に135aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号6は、遠藤を中心に63aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を栽培していくとのことです。

番号7、番号8は、亀井野を中心に10aを耕作する方の新規借受分で、当該地では花卉を栽培していくとのことです。

番号9は、下土棚を中心に50aを耕作する方の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画への切り替え分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第51号、番号3から番号9について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多數

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第51号、番号3から番号9について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第52号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見」について、御説明いたします。

番号1は、獺郷を中心に124aを耕作する方の更新借受分です。

番号2から番号6は、大庭で49aを耕作する法人の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第52号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第52号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、報告第20号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員

事務局（守田事務職員） それでは、「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告」について、御説明いたします。

本件につきましては、まず13ページから14ページが「農地法第3条第1項第13号の規定による届出」でございます。

六会・長後地区が1件となっております。

続きまして、15ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤が 1 件となっております。

続きまして、16 ページから 18 ページまでが、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 1 件、六会・長後地区が 3 件、藤鶴・村岡・明治地区が 6 件、合計 10 件となっております。

続きまして、19 ページから 22 ページまでが、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 2 件、六会・長後が 9 件、藤鶴・村岡・明治が 8 件、合計 19 件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 20 号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、11 月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3 時 16 分

以上のとおり相違ありません。

議長 齋藤義治

署名委員(　　番)

署名委員(　　番)